



三重県公報

令和2年12月1日 (火)

号外

毎週火・金曜日発行

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
70	三重県水産業協同組合法施行規則の一部を改正する規則	(水産振興課)	2

規 則

三重県水産業協同組合法施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年十二月一日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第七十号

三重県水産業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

三重県水産業協同組合法施行規則（平成三十年三重県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 8 (略)</p> <p>9 この規則において「共済事業」とは、<u>法第十一</u> <u>条第一項第十二号</u>の事業（この事業に附帯する事 業を含む。）又は法第九十三条第一項第六号の二 の事業（この事業に附帯する事業を含む。）をい う。</p> <p>(設立認可申請)</p> <p>第三条 発起人は、<u>法第六十三条第一項（法第九十</u> <u>二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項</u> において準用する場合を含む。）の規定により、 組合の設立の認可を受けようとするときは、申請 書に次に掲げる書類を添えて、創立総会の終了後 遅滞なく、<u>知事に申請しなければならない。</u></p> <p>1 10 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(設立登記の完了の届出)</p> <p>第四条 組合は、<u>組合等登記令（昭和三十九年政令</u> <u>第二十九号。以下「登記令」という。）第二</u><u>条</u>の 規定による登記を完了したときは、届出書に登 記事項証明書を添えて、二週間以内に、<u>知事に届</u> <u>出なければならない。</u></p> <p>(定款変更の認可申請等)</p> <p>第五条 組合は、<u>法第四十八条第二項（法第九十二</u> <u>条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項に</u> おいて準用する場合を含む。）の規定により、定 款変更（第五項の規定による届出に係るものを除 く。）の認可を受けようとするときは、申請書に 次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければ ならない。</p> <p>1 1 2 (略)</p> <p>3 定款の変更を決議した総会等の議事録謄本</p> <p>4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 出資組合は、出資一口の金額を減少しようとす る定款変更の認可を受けようとするときは、第一</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 8 (略)</p> <p>9 この規則において「共済事業」とは、<u>法第十一</u> <u>条第一項第十一号</u>の事業（この事業に附帯する事 業を含む。）又は法第九十三条第一項第六号の二 の事業（この事業に附帯する事業を含む。）をい う。</p> <p>(設立認可申請)</p> <p>第三条 発起人は、<u>法第六十三条第一項（法第九十</u> <u>二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項</u> において準用する場合を含む。）の規定により、 組合の設立の認可を受けようとするときは、申請 書に次に掲げる書類を添えて、創立総会の終了後 遅滞なく<u>知事に申請しなければならない。</u></p> <p>1 10 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(設立登記の完了の届出)</p> <p>第四条 組合は、<u>法第一百一条</u>の規定による登記を完 了したときは、届出書に登記事項証明書を添え て、二週間以内に<u>知事に届出なければならない</u> い。</p> <p>(定款変更の認可申請等)</p> <p>第五条 組合は、<u>法第四十八条第二項（法第九十二</u> <u>条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項に</u> おいて準用する場合を含む。）の規定により、定 款変更（第五項の規定による届出に係るものを除 く。）の認可を受けようとするときは、申請書に 次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければ ならない。</p> <p>1 1 2 (略)</p> <p>3 定款の変更を<u>議決した</u>総会等の議事録謄本</p> <p>4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 出資組合は、出資一口の金額を減少しようとす る定款変更の認可を受けようとするときは、第一</p>

項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第五十三条第二項第二号に規定する当該出資組合の計算書類

二 (略)

4 (略)

5 組合は、法第四十八条第四項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、次に掲げる事項に係る定款変更をしたときは、届出書に変更後の定款のほか、第一項第一号に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

一・二 (略)

6 (略)

(通常総会又は通常総代会の開催延期の届出)

第六条 組合は、法第四十七条又は第五十二条第六項において準用する第四十七条（これらの規定を法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通常総会又は通常総代会の招集が、定款に規定する期間内に不可能となったときには、届出書にその理由及び開催予定日を記載した書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(総会等の延期又は続行の届出)

第七条 組合は、法第五十条の三（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第六項において準用する第五十条の三（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による総会等において、総会等の延期又は続行の決議をしたときは、届出書に決議をした理由を記載した書類及び総会議事録謄本を添えて、知事に届け出なければならない。

2 (略)

(決議事項の届出)

第八条 組合は、総会等において、次に掲げる事項を決議したときは、届出書にその議事録謄本及び議案内容が分かる書類を添えて、二週間以内に、知事に届け出なければならない。

一～十九 (略)

(資源管理規程の設定又は変更の認可申請等)

第九条 組合（水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会を除く。以下この条において同じ。）は、法第十一条の三第一項（法第九十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、資源管理規程の認可又は変更の認可を受けようとするときは、申請書に資源管理規程のほ

項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第五十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

二 (略)

4 (略)

5 組合は、法第四十八条第四項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、次に掲げる事項に係る定款変更をしたときは、届出書に変更後の定款のほか、第一項第一号に掲げる書類を添えて、遅滞なく知事に届け出なければならない。

一・二 (略)

6 (略)

(通常総会又は通常総代会の開催延期の届出)

第六条 組合は、法第四十七条の二又は第五十二条第六項において準用する第四十七条の二（これらの規定を法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通常総会又は通常総代会の招集が、定款に規定する期間内に不可能となったときには、届出書にその理由及び開催予定日を記載した書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(総会等の延期又は続行の届出)

第七条 組合は、法第五十条の三（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第六項において準用する第五十条の三（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による総会等において、総会等の延期又は続行の議決をしたときは、届出書に議決をした理由を記載した書類及び総会議事録謄本を添えて、知事に届け出なければならない。

2 (略)

(議決事項の届出)

第八条 組合は、総会等において、次に掲げる事項を議決したときは、届出書にその議事録謄本及び議案内容が分かる書類を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一～十九 (略)

(資源管理規程の設定又は変更の認可申請等)

第九条 組合（水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会を除く。以下この条において同じ。）は、法第十一条の二第一項（法第九十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、資源管理規程の認可又は変更の認可を受けようとするときは、申請書に資源管理規程のほ

か、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一 (略)

二 資源管理規程の設定又は変更を決議した総会等の議事録謄本

三 資源管理規程の対象となる水面において当該規程の対象となる漁業を営む組合員の三分の二以上の書面による同意(法第十一条の三第四項に規定する電磁的方法による同意を含む。)を得たことを証する書類

四 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)第十三条第一項の資源管理協定又は漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百五条の漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が組合に存するときは、資源管理規程が当該資源管理協定又は漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則に従った内容のものであることを証する書類

2 (略)

3 資源管理事業を行う組合は、政令第三条第三項の規定により、資源管理規程を廃止したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 資源管理規程の廃止を決議した総会等の議事録謄本

三 (略)

(信用事業規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)

第十条 組合は、法第十一条の五第一項(法第九十一条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、信用事業規程の認可を受けようとするときは、申請書に信用事業規程のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一 (略)

二 信用事業規程の設定を決議した総会等の議事録謄本

2 信用事業を行う組合は、法第十一条の五第三項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、信用事業規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一 (略)

二 信用事業規程の変更又は廃止を決議した総会等の議事録謄本

三 (略)

3 信用事業を行う組合は、法第十一条の五第四項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び

か、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一 (略)

二 資源管理規程の設定又は変更を議決した総会等の議事録謄本

三 資源管理規程の対象となる水面において当該規程の対象となる漁業を営む組合員の三分の二以上の書面による同意(法第十一条の二第四項に規定する電磁的方法による同意を含む。)を得たことを証する書類

四 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)第十三条第一項の資源管理協定又は漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百八条第一項の漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が組合に存するときは、資源管理規程が当該資源管理協定又は漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則に従った内容のものであることを証する書類

2 (略)

3 資源管理事業を行う組合は、政令第三条第三項の規定により、資源管理規程を廃止したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 資源管理規程の廃止を議決した総会等の議事録謄本

三 (略)

(信用事業規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)

第十条 組合は、法第十一条の四第一項(法第九十一条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、信用事業規程の認可を受けようとするときは、申請書に信用事業規程のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一 (略)

二 信用事業規程の設定を議決した総会等の議事録謄本

2 信用事業を行う組合は、法第十一条の四第三項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、信用事業規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一 (略)

二 信用事業規程の変更又は廃止を議決した総会等の議事録謄本

三 (略)

3 信用事業を行う組合は、法第十一条の四第四項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び

<p>第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次に掲げる理由による信用事業規程の変更をしたときは、届出書に変更した信用事業規程のほか前項第一号に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。</p> <p>一 法第十一条の六(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けて行う外国銀行代理事業に係る事項</p> <p>二 (略)</p> <p>4 漁業協同組合は、新たに漁業及びこれに附帯する事業を営もうとする定款変更の認可を受けようとするときは、第一項に掲げる書類のほか、法第十七条の規定に基づき、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該方法書の設定、変更又は廃止を決議した理事会の議事録抄本 (地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可申請)</p>	<p>第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次に掲げる理由による信用事業規程の変更をしたときは、届出書に変更した信用事業規程のほか前項第一号に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。</p> <p>一 法第十一条の四の二(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けて行う外国銀行代理事業に係る事項</p> <p>二 (略)</p> <p>4 漁業協同組合は、新たに漁業及びこれに附帯する事業を営もうとする定款変更の認可を受けようとするときは、第一項に掲げる書類のほか、法第十七条の規定に基づき、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該方法書の設定、変更又は廃止を決議した理事会の議事録抄本 (地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可申請)</p>
<p>第十一条 信用事業を行う組合は、法第十一条の七(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>(信用供与等限度額を超える信用供与等の特例の承認申請)</p>	<p>第十一条 信用事業を行う組合は、法第十一条の五(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>(信用供与等限度額を超える信用供与等の特例の承認申請)</p>
<p>第十二条 信用事業を行う組合は、法第十一条の十四第一項ただし書又は同条第二項において準用する同条第一項ただし書(これらの規定を法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、同一人に対する信用供与等限度額の超過についての承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>(共済規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)</p>	<p>第十二条 信用事業を行う組合は、法第十一条の十一第一項ただし書又は第十一第二項で準用する第十一条の十一第一項ただし書(これらの規定を法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、同一人に対する信用供与等限度額の超過についての承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>(共済規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)</p>
<p>第十四条 組合(漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会を除く。以下この条において同じ。)は、法第十五条の二第一項(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、共済規程の認可を受けようとするときは、申請書に共済規程のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>一 (略)</p>	<p>第十四条 組合(漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会を除く。以下この条において同じ。)は、法第十五条の二第一項(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、共済規程の認可を受けようとするときは、申請書に共済規程のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>一 (略)</p>

一 共済規程の設定を決議した総会等の議事録膳本

2 共済事業を行う組合は、法第十五条の二第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、共済規程の変更（次項の規定による届出に係るものを除く。）又は廃止の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一 （略）

一 共済規程の変更又は廃止を決議した総会等の議事録膳本。ただし、法第四十八条第五項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による次の事項に係る共済規程の変更については、変更を決議した理事会の議事録抄本

イ・ロ （略）

三・四 （略）

3 共済事業を行う組合は、法第十五条の二第三項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理に係る共済規程の変更をしたときは、届出書に変更した共済規程のほか、前項第一号に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届けなければならない。

（特定関係者との取引等の特例承認申請）

第十五条 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第十一条の十五ただし書（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、特定関係者（法第十一条の十第三号の「特定関係者」をいう。以下この条において同じ。）との取引等の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一〜四 （略）

（基準議決権数を超える議決権の取得等に係る承認申請）

第十六条 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第十七条の十五第二項ただし書（法第八十七条の三第二項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する第八十七条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により、基準議決権数を超える議決権の取得又は保有について、承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一〜四 （略）

（漁業経営の廃止についての届出）

第十八条 漁業協同組合は、法第十七条第四項の規定により、漁業及びこれに附帯する事業を廃止したときは、届出書に次に掲げる事項を記載した書

一 共済規程の設定を議決した総会等の議事録膳本

2 共済事業を行う組合は、法第十五条の二第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、共済規程の変更（次項の規定による届出に係るものを除く。）又は廃止の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一 （略）

一 共済規程の変更又は廃止を議決した総会等の議事録膳本。ただし、法第四十八条第五項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による次の事項に係る共済規程の変更については、変更を議決した理事会の議事録抄本

イ・ロ （略）

三・四 （略）

3 共済事業を行う組合は、法第十五条の二第三項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理に係る共済規程の変更をしたときは、届出書に変更した共済規程のほか、前項第一号に掲げる書類を添えて、遅滞なく知事に届けなければならない。

（特定関係者との取引等の特例承認申請）

第十五条 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第十一条の十二ただし書（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、特定関係者（法第十一条の八第三号の「特定関係者」をいう。以下この条において同じ。）との取引等の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一〜四 （略）

（基準議決権数を超える議決権の取得等に係る承認申請）

第十六条 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第十七条の十五第二項ただし書（法第八十七条の四第二項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する第八十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、基準議決権数を超える議決権の取得又は保有について、承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一〜四 （略）

（漁業経営の廃止についての届出）

第十八条 漁業協同組合は、法第十七条第四項の規定により、漁業及びこれに附帯する事業を廃止したときは、届出書に次に掲げる事項を記載した書

類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

一〜三 (略)

(信用事業の全部又は一部の譲渡の認可申請等)

第十九条 信用事業を行う組合は、法第五十四条の二第三項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業の全部又は一部の譲渡の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

一 (略)

二 信用事業の全部又は一部の譲渡を決議した総会の議事録謄本

三 (略)

四 法第五十四条の二第六項において準用する法第五十三条第二項第二号に規定する出資組合の計算書類

五 (略)

2 組合は、法第五十四条の二第七項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業の全部の譲渡をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

一・二 (略)

(共済事業の譲渡等の届出)

第二十条 共済事業を行う組合は、法第五十四条の四第四項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第五十四条の二第七項の規定により、共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部を移転したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転を決議した総会の議事録謄本

三 (略)

四 法第五十四条の四第三項において準用する法第五十三条第二項第二号に規定する出資組合の計算書類

五 (略)

(子会社の届出等)

第二十三条 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第二百二十六条第三号の規定により、子会社対象会社を子会社としようとするとき又は同条第六号の規定により、認可対象会社を除く法第八十七条の二第一項第五号から第六号の二まで（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる会社を子会社としようとするときは、届出書に子

類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

一〜三 (略)

(信用事業の全部又は一部の譲渡の認可申請等)

第十九条 信用事業を行う組合は、法第五十四条の二第三項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業の全部又は一部の譲渡の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

一 (略)

二 信用事業の全部又は一部の譲渡を議決した総会の議事録謄本

三 (略)

四 法第五十四条の二第六項において準用する法第五十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

五 (略)

2 組合は、法第五十四条の二第七項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業の全部の譲渡をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

一・二 (略)

(共済事業の譲渡等の届出)

第二十条 共済事業を行う組合は、法第五十四条の四第四項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第五十四条の二第七項の規定により、共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部を移転したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転を議決した総会の議事録謄本

三 (略)

四 法第五十四条の四第三項において準用する法第五十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

五 (略)

(子会社の届出等)

第二十三条 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第二百二十六条の二第三号の規定により、子会社対象会社を子会社としようとするとき又は同条第六号の規定により、認可対象会社を除く法第八十七条の三第一項第五号から第六号の二まで（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる会社を子会社としようとするときは、届出書

<p>会社に係る次に掲げる書類を添えて、あらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p>一〇十一 (略)</p>	<p>に子会社に係る次に掲げる書類を添えて、あらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p>一〇十一 (略)</p>
<p>2 信用事業又は共済事業を行う組合は、<u>法第百二十六条第四号</u>の規定により、子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなったとき又は同条第七号の規定により、子会社が子会社でなくなったときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、二週間以内に、知事に届け出なければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p>	<p>2 信用事業又は共済事業を行う組合は、<u>法第百二十六条の二第四号</u>の規定により、子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなったとき又は同条第七号の規定により、子会社が子会社でなくなったときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p>
<p>3 信用事業又は共済事業を行う組合は、<u>法第百二十六条第五号</u>の規定により、子会社対象会社に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会社となったとき又は同条第八号の規定により、認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となったときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、二週間以内に、知事に届け出なければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p>	<p>3 信用事業又は共済事業を行う組合は、<u>法第百二十六条の二第五号</u>の規定により、子会社対象会社に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会社となったとき又は同条第八号の規定により、認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となったときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p>
<p>4 信用事業又は共済事業を行う組合は、<u>法第百二十六条第十二号</u>の規定により、<u>省令第二百二十四条第一項各号</u> (<u>第二十一号</u>に規定する場合を除く。)又は<u>信用事業命令第五十一条第一項各号</u> (<u>第十六号</u>に規定する場合を除く。)に規定する場合に該当するときは、届出書に理由書(事実の発生した期日を含む。)を添えて、二週間以内に、知事に届け出なければならない。</p>	<p>4 信用事業又は共済事業を行う組合は、<u>法第百二十六条の二第十二号</u>の規定により、<u>省令第二百二十四条第一項各号</u> (<u>第二十一号</u>に規定する場合を除く。)又は<u>信用事業命令第五十一条第一項各号</u> (<u>第十六号</u>に規定する場合を除く。)に規定する場合に該当するときは、届出書に理由書(事実の発生した期日を含む。)を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。</p>
<p>5 組合は、<u>法第五十八条の二第二項</u>に規定する組合及び子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成する場合において、<u>法第十一条の八第二項</u>の子会社、<u>省令第七条第二項</u>の子法人等及び同条第三項の関連法人等(以下この項において「子会社等」という。)があるときは、財務及び管理の状況に係る報告書を毎年七月末日までに知事に報告しなければならない。ただし、新たに設立された子会社等(合併又は分割により設立された子会社等を含む。)の場合は、当該子会社等に係る第一項第二号から第七号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>(不祥事件発生の届出)</p>	<p>5 組合は、<u>法第五十八条の二第二項</u>に規定する組合及び子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成する場合において、<u>法第十一条の六第二項</u>の子会社、<u>省令第七条第二項</u>の子法人等及び同条第三項の関連法人等(以下この項において「子会社等」という。)があるときは、財務及び管理の状況に係る報告書を毎年七月末日までに知事に報告しなければならない。ただし、新たに設立された子会社等(合併又は分割により設立された子会社等を含む。)の場合は、当該子会社等に係る第一項第二号から第七号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>(不祥事件発生の届出)</p>
<p>第二十四条 組合は、<u>法第百二十六条第十二号</u>の規定により、<u>省令第二百二十四条第四項</u>又は<u>信用事業命令第五十一条第三項</u>に規定する不祥事件が発生したことを知ったときは、届出書に当該不祥事件の概要を添えて、一月以内に知事に届け出なければならない。</p> <p>(役員 の 就 任 等 の 届 出)</p>	<p>第二十四条 組合は、<u>法第百二十六条の二第十二号</u>の規定により、<u>省令第二百二十四条第四項</u>又は<u>信用事業命令第五十一条第三項</u>に規定する不祥事件が発生したことを知ったときは、届出書に当該不祥事件の概要を添えて、一月以内に知事に届け出なければならない。</p> <p>(役員 の 就 任 等 の 届 出)</p>

第二十五条 組合は、役員を選挙又は選任（改選を含む。）したときは、次に掲げる事項を記載した届出書に役員選挙録謄本又は役員選任に係る総会議事録抄本を添えて、二週間以内に、知事に届け出なければならない。

一・三（略）

2 組合は、死亡、辞任等により役員に変更が生じたときは、次に掲げる事項を記載した届出書に役員選挙録謄本又は役員選任に係る総会議事録抄本を添えて、二週間以内に、知事に届け出なければならない。なお、代表理事組合長の変更にあつては、理事会議事録抄本を添付しなければならない。

一・二（略）

3 組合は、死亡、辞任等により役員が退任したことによって生じた欠員を補充しないときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、二週間以内に、知事に届け出なければならない。

一・二（略）

（参事及び会計主任に関する届出）

第二十六条 組合は、参事又は会計主任を選任し、又は解任したときは、次に掲げる事項を記載した届出書に理事会議事録謄本を添えて、二週間以内に、知事に届け出なければならない。

一・三（略）

（監査結果の届出）

第二十七条 監事は、組合の定款又は規約の規定による組合の業務又は財産の状況を監査したときは、届出書に監査報告書の写しを添えて、監査終了後二週間以内に、知事に届け出なければならない。

（諸届）

第二十八条 組合は、次に掲げる事由が発生したとき又はその事実を知ったときは、二週間以内に、知事に届け出なければならない。

一 法第三十九条の四第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百六十条第一項の規定により、組合員が組合のために理事の行為の差止めを請求したとき。

二・三（略）

四 法第四十四条（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十七条第一項の規定により、組合員が組合に対し理事の責任を追及する訴えの提起を請求したとき。

五・六（略）

七 法第四十七条の二第二項（法第九十二条第三

第二十五条 組合は、役員を選挙又は選任（改選を含む。）したときは、次に掲げる事項を記載した届出書に役員選挙録謄本又は役員選任に係る総会議事録抄本を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一・三（略）

2 組合は、死亡、辞任等により役員に変更が生じたときは、次に掲げる事項を記載した届出書に役員選挙録謄本又は役員選任に係る総会議事録抄本を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。なお、代表理事組合長の変更にあつては、理事会議事録抄本を添付しなければならない。

一・二（略）

3 組合は、死亡、辞任等により役員が退任したことによって生じた欠員を補充しないときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一・二（略）

（参事及び会計主任に関する届出）

第二十六条 組合は、参事又は会計主任を選任し、又は解任したときは、次に掲げる事項を記載した届出書に理事会議事録謄本を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一・三（略）

（監査結果の届出）

第二十七条 監事は、組合の定款又は規約の規定による組合の業務又は財産の状況を監査したときは、届出書に監査報告書の写しを添えて、監査終了後二週間以内に知事に届け出なければならない。

（諸届）

第二十八条 組合は、次に掲げる事由が発生したとき又はその事実を知ったときは、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一 法第三十九条の四第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十条第一項の規定により、組合員が組合のために理事の行為の差止めを請求したとき。

二・三（略）

四 法第四十四条（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十七条第一項の規定により、組合員が組合に対し理事の責任を追及する訴えの提起を請求したとき。

五・六（略）

七 法第四十七条の三第二項（法第九十二条第三

項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)又は法第五十二条第六項において準用する法第四十七条の二三第二項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、組合員から総会等の招集の請求を受けたとき。

八十一 (略)

2 (略)

(決議、選挙又は当選の取消しの請求)

第三十一条 組合員が、法第二百五条第一項(同条第二項及び第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定により、総会等における決議、選挙又は当選の取消しを請求しようとするときは、請求書のほか、次に掲げる書類を添えて、知事にこれをしなければならない。

一 三 (略)

(解散の認可申請)

第三十二条 信用事業を行う組合又は共済事業を行う組合(漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会を除く。)は、法第六十八条第二項(法第九十六条第五項において準用する場合を含む。)又は法第九十一条第二項(法第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、解散の決議の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一 (略)

二 解散を決議した総会の議事録謄本

三 (略)

四 最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

(解散の届出)

第三十三条 組合(前条の組合を除く。)は、法第六十八条第四項(法第九十六条第五項において準用する場合を含む。)又は法第九十一条第四項(法第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、解散したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届出なければならない。

一 登記事項証明書

二 総会の決議によつて解散をした場合にあつては、解散を決議した総会の議事録謄本

三 総会の決議によつて解散をした場合にあつては、最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書(非出資組合にあつては、財産目録)

四 総会の決議又は存続時期の満了によつて解散をした場合にあつては、清算人名簿

五 破産手続開始の決定又は存続時期の満了によつて解散をした場合にあつては、当該事由とな

項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)又は法第五十二条第六項において準用する法第四十七条の二三第二項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、組合員から総会等の招集の請求を受けたとき。

八十一 (略)

2 (略)

(決議、選挙又は当選の取消しの請求)

第三十一条 組合員が、法第二百五条第一項(同条第二項及び第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定により、総会等における決議、選挙又は当選の取消しを請求しようとするときは、請求書のほか、次に掲げる書類を添えて、知事にこれをしなければならない。

一 三 (略)

(解散の認可申請)

第三十二条 組合は、法第六十八条第二項(法第九十六条第五項において準用する場合を含む。)又は法第九十一条第二項(法第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、解散の決議の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一 (略)

二 解散を議決した総会の議事録謄本

三 (略)

四 最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書(非出資組合にあつては、財産目録)

(解散の届出)

第三十三条

<p>つた年月日及び経過の概要を記載した書類</p> <p>六 破産手続開始の決定又は存続時期の満了によつて解散をした場合にあつては、第五号に規定する日における財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）</p> <p>七 破産手続開始の決定によつて解散をした場合にあつては、破産手続開始決定通知書等の写し</p>	
<p>2) 組合は、法第六十八条第六項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、同条第五項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による解散をしたとき又は法第九十一条第六項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により解散をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。</p> <p>一 法第六十八条第五項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は法第九十一条第六項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事由となつた年月日及びその経過の概要を記載した書類</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>組合は、法第六十八条第五項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、同条第四項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による解散をしたとき又は法第九十一条第五項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により解散をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく知事に届け出なければならない。</p> <p>一 法第六十八条第四項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は法第九十一条第五項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事由となつた年月日及びその経過の概要を記載した書類</p> <p>二・三 （略）</p>
<p>（組合の継続）</p> <p>第三十三条の二 組合は、法第六十八条の三第一項の規定により組合が存続した時は、届出書に次に掲げる書類を添えて、二週間以内に、知事に届け出なければならない。</p> <p>一 継続理由書</p> <p>二 継続を決議した総会の議事録謄本 （解散登記の完了の届出）</p>	<p>2) 組合は、法第六十八条第一項第三号若しくは第四号（これらの規定を法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は法第九十一条第一項第三号若しくは第四号（これらの規定を法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による解散をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。</p> <p>一 破産手続開始の決定又は存続時期の満了となつた年月日及びその経過の概要を記載した書類</p> <p>二 清算人名簿</p> <p>三 第一号に規定する日における財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）</p> <p>四 破産手続開始の決定の場合にあつては、破産手続開始決定通知書等の写し</p> <p>（解散登記の完了の届出）</p>
<p>第三十四条 組合は、登記令第七条の規定による解散の登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書添えて、二週間以内に、知事に届け出なければならない。</p> <p>（清算着手当時の財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法の届出）</p>	<p>第三十四条 組合は、法第百六条の規定による解散の登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。</p> <p>（清算着手当時の財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法の届出）</p>

第三十五条 清算人が法第七十五条第一項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法（非出資組合にあつては、財産目録及び財産処分の方法）についての総会の承認を得たときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、二週間以内に、知事に届け出なければならない。

一〜四 （略）

（清算終了の届出）

第三十六条 組合は、登記令第十条の規定による清算終了の登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書添えて、二週間以内に、知事に届け出なければならない。

（合併の認可申請）

第三十七条 組合が合併によつて新たに組合を設立する場合において、法第六十九条第二項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、合併の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一〜四 （略）

五 合併を議決した総会の議事録謄本

六・七 （略）

八 法第六十九条第四項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において読み替えて準用する法第五十三条第二項第二号に規定する当該出資組合の財産目録又は計算書類（非出資組合にあつては、財産目録）

九 （略）

十 合併により設立される組合の役員履歴書並びに法第七十条第二項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十四条第十項本文に規定する資格を証する書類及び同条第十一項の規定に係る書類

十一 （略）

2 （略）

3 合併により存続する組合が、法第六十九条の二第一項の規定による総会の決議を経ない合併の認可を受けようとするときは、第一項各号に掲げる書類（同項第十一号に掲げる書類を除く。ただし、第五号に掲げる書類については合併により消滅する組合のもののみとする。）のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、第一項中「合併により設立される組合」とあるのは「合併により存続する組合」と読み替

第三十五条 清算人が法第七十五条第一項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法（非出資組合にあつては、財産目録及び財産処分の方法）についての総会の承認を得たときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一〜四 （略）

（清算終了の届出）

第三十六条 組合は、法第八十条の規定による清算終了の登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

（合併の認可申請）

第三十七条 組合が合併によつて新たに組合を設立する場合において、法第六十九条第二項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、合併の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一〜四 （略）

五 合併を議決した総会の議事録謄本

六・七 （略）

八 法第六十九条第四項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第五十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）

九 （略）

十 合併により設立される組合の役員履歴書及び法第七十条第二項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十四条第十項本文に規定する資格を証する書類

十一 （略）

2 （略）

3 合併により存続する組合が、法第六十九条の二第一項の規定による総会の議決を経ない合併の認可を受けようとするときは、第一項各号に掲げる書類（同項第十一号に掲げる書類を除く。ただし、第五号に掲げる書類については合併により消滅する組合のもののみとする。）のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、第一項中「合併により設立される組合」とあるのは「合併により存続する組合」と読み替

えるものとする。

一 合併により存続する組合の合併の方針を決議した理事会の議事録謄本

二〜四 (略)

(連合会の権利義務の包括承継の認可申請)

第三十八条 会員が一人になった連合会の会員たる組合は、法第九十一条の二第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第六十九条第二項の規定により、会員が一人になった連合会の権利義務の包括承継（以下「承継」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

一〜四 (略)

五 承継を決議した総会の議事録謄本

六 (略)

七 法第九十一条の二第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第六十九条第四項において準用する法第五十三条第二項第二号に規定する出資組合の計算書類

八〜十 (略)

(合併又は承継の登記完了の届出)

第三十九条 組合は、登記令第八条の規定による合併又は承継の登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書添えて、二週間以内に、知事に届け出なければならない。

(漁業生産組合の設立、定款の変更、合併、解散、組織変更等の届出)

第四十条 理事は、法第八十五条の二第四項の規定により、生産組合が成立したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、成立の日から二週間以内に、知事に届け出なければならない。

一〜四 (略)

2 生産組合は、法第八十四条の七第二項の規定により、定款変更をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、変更の日から二週間以内に、知事に届け出なければならない。

一〜三 (略)

3 生産組合は、法第八十五条の五第三項の規定により、合併をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、合併の日から二週間以内に、知事に届け出なければならない。

一〜三 (略)

4 生産組合は、法第八十五条の四第二項の規定により、解散したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、解散の日から二週間以内に、知事に届け出なければならない。

一〜二 (略)

三 総会の決議によつて解散をした場合にあつて

えるものとする。

一 合併により存続する組合の合併の方針を決議した理事会の議事録謄本

二〜四 (略)

(連合会の権利義務の包括承継の認可申請)

第三十八条 会員が一人になった連合会の会員たる組合は、法第九十一条の二第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第六十九条第二項の規定により、会員が一人になった連合会の権利義務の包括承継（以下「承継」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

一〜四 (略)

五 承継を決議した総会の議事録謄本

六 (略)

七 法第九十一条の二第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第六十九条第四項において準用する法第五十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

八〜十 (略)

(合併又は承継の登記完了の届出)

第三十九条 組合は、法第七十七条の規定による合併又は承継の登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

(漁業生産組合の設立、定款の変更、合併、解散、組織変更等の届出)

第四十条 理事は、法第八十五条の二第四項の規定により、生産組合が成立したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、成立の日から二週間以内に、知事に届け出なければならない。

一〜四 (略)

2 生産組合は、法第八十四条の七第二項の規定により、定款変更をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、変更の日から二週間以内に、知事に届け出なければならない。

一〜三 (略)

3 生産組合は、法第八十五条の五第三項の規定により、合併をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、合併の日から二週間以内に、知事に届け出なければならない。

一〜三 (略)

4 生産組合は、法第八十五条の四第二項の規定により、解散したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、解散の日から二週間以内に、知事に届け出なければならない。

一〜二 (略)

三 総会の決議によつて解散をした場合にあつて

<p>は、解散を決議した総会の議事録謄本 四く六 (略)</p> <p>5 清算中の生産組合は、清算人が法第八十五条の十二第一項の規定による破産手続開始の申立てをしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、申立ての日から二週間以内に、知事に届け出なければならない。</p> <p>一く四 (略)</p> <p>6 生産組合は、法第八十五条の十四の規定により、清算が終了したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、結了の日から二週間以内に、知事に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>7 生産組合は、法第八十六条の十の規定により、組織変更をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 組織変更を決議した総会の議事録謄本 8・9 (略)</p>	<p>は、解散を決議した総会の議事録謄本 四く六 (略)</p> <p>5 清算中の生産組合は、清算人が法第八十五条の十二第一項の規定による破産手続開始の申立てをしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、申立ての日から二週間以内に知事に届け出なければならない。</p> <p>一く四 (略)</p> <p>6 生産組合は、法第八十五条の十四の規定により、清算が終了したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、結了の日から二週間以内に知事に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>7 生産組合は、法第八十六条の九の規定により、組織変更をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 組織変更を議決した総会の議事録謄本 8・9 (略)</p>
--	---

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県水産業協同組合法施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の三重県水産業協同組合法施行規則に基づいて提出された申請書その他書類とみなす。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
